「「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」の 3年目見直し(案)について(概要)

資料1-1

第44回復興推進委員会(2024-3-8)

- ・現行の基本方針は、令和3年度から令和7年度までを第2期復興・創生期間と位置づけ、この期間の取組の課題等を定めており、これに基づき、 令和3年度以降の取組が進められている。
- 上記基本方針において、「復興施策の進捗状況、原子力災害被災地域からの復興の状況を踏まえ、3年後を目途に必要な見直しを行うものとする。」とされていることから、今般、必要な見直しを行う。

1. 基本的な考え方

【現行の基本方針における整理】

- ・地震・津波被災地域:第2期復興・創生期間に復興事業がその役割を全うすることを目指す
- ・原子力災害被災地域:(令和3年度からの)当面10年間、本格的な復興・再生に向けた取組を行う
- ⇒今回の見直しでは、第2期復興・創生期間の開始後に大きな進展のあった復興施策の状況や、自治体の状況等を踏まえて、**令和7年度までの第 2期復興・創生期間内での復興を見据えた修正**を行う。

2. 主な見直し事項

【廃炉・ALPS処理水の放出関係】

- →廃炉の必要性、対策の進捗状況、放射線データ等について、迅速、的確かつ分かりやすい情報発信を行う旨を記載。
- →燃料デブリ取り出しは世界にも前例のない困難な作業であり、国・東京電力・原賠廃炉機構が一体となり内外の技術的知見を集めた集中的な検討が必要である旨を追記。
- →モニタリングの適切な実施、科学的根拠に基づく透明性の高い情報の国内外への発信、万全の安全性確保を政府全体で取り組む旨を追記。
- →ALPS処理水の海洋放出後の水産業の生業継続の観点から必要な支援を行う旨を追記。
- →「水産業を守る」政策パッケージ(令和5年9月4日)も踏まえて風評対策等に取り組む旨を追記。

【「特定帰還居住区域」制度の創設関係】

- →令和5年6月に福島特措法を改正し「特定帰還居住区域」制度を創設したこと、また、同制度のもと、これまで4町の特定帰還居住区域復興再生計画を認定しており、これに基づき除染やインフラ整備等の避難指示解除に向けた取組を進めていく旨を追記。
- →避難指示解除の時期等について、必要に応じ、除染等が進捗した地域から段階的に避難指示を解除することも検討する旨を追記。
- →それぞれの土地の状況や地元自治体の意向も踏まえ、帰還困難区域において、物理的な防護措置を実施しない立入規制の緩和を行うことを含め、 住民等の今後の活動の在り方について検討を行う旨を追記。

【除去土壌等の最終処分・再生利用関係】

→除去土壌等の県外最終処分に向け、除去土壌の再生利用先の創出等のための政府一体となった体制整備に向けた取組を進める旨を追記。

【福島国際研究教育機構関係】

- →福島イノベーション・コースト構想を更に発展させ、福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となるものとするとともに、我が国の 科学技術力の強化を牽引し、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指してF-REIを設立。
- →福島特措法に基づき令和5年4月に福島国際研究教育機構を設立し、研究開発や産業化、人材育成等の取組を推進するとともに、機構の当初の施設について復興庁設置期間内での順次供用開始を目指し、早期に建設工事に着手するなど、さらに可能な限り前倒しに努める旨を追記。

【東日本大震災の記憶と教訓関係】

→「復興の教訓・ノウハウ集」の海外を含めた普及・啓発、「復興政策10年間の振り返り」の関係者等への普及・啓発に努める旨を追記。

具体的な見直し内容

【①廃炉・ALPS処理水の放出関係】

- ・廃炉の必要性、対策の進捗状況、放射線データ等について、迅速、的確かつ分かりやすい情報発信を行う。
- ・燃料デブリ取り出しは世界にも前例のない困難な作業であり、国・東京電力・原賠廃炉機構が一体となり内外 の技術的知見を集めた集中的な検討が必要。経営陣のコミットのもと安全確保に万全を期すよう東京電力を指 導しつつ、廃炉を着実に進めていく。
- ・ALPS処理水放出後、モニタリングを適切に行い、科学的根拠に基づく透明性の高い情報を国内外に発信していくともに、IAEAによる第三者の立場からの確認を継続しながら、万全の安全性確保を政府全体で取り組む。
- ・ALPS処理水の処分に伴う風評影響等に対する不安に対処し、廃炉及びALPS処理水の処分が完了するまで、 政府全体として全責任を持って取り組んでいく。
- ・「水産業を守る」政策パッケージ等により、支援策を措置。輸入規制の即時撤廃を含め、科学的根拠に基づく 対応を強く求めていくとともに、各種支援策の執行状況や効果等を踏まえつつ、必要な対応を行っていく。
- ・ALPS処理水の海洋放出は長期間にわたることが見込まれる。東京電力に緊張感をもった対応を求めていくとともに、風評対策にも徹底的に取り組み、被害が生じた場合には適切に賠償を行うことを求めていく。

【②「特定帰還居住区域」制度の創設関係 】

- ・認定された特定帰還居住区域復興再生計画に基づき、除染やインフラ整備等の避難指示解除に向けた取組を進めていく。
- ・避難指示解除の時期等については、地元自治体の意向も踏まえ、必要に応じ、除染やインフラ整備などが進捗 した地域から段階的に避難指示を解除することも検討する。また、帰還する住民の営農の再開に向けては、 営農再開に必要となる諸条件も踏まえつつ、地元自治体とも協議しながら必要な対応を進める。
- ・それぞれの土地の状況や地元自治体の意向も踏まえ、帰還困難区域において、物理的な防護措置を実施しない 立入規制の緩和を行うことを含め、住民等の今後の活動の在り方について検討を行う。

2

具体的な見直し内容(つづき)

【③除去土壌等の最終処分・再生利用関係】

- ・除去土壌等の減容・再生利用等に係る取組の安全性等について、IAEAによるレビュー等の状況も含め、積極的かつ分かりですい情報発信を行うなど、全国に向けた理解醸成活動を推進し、国民の理解・信頼の醸成につなげていく。
- ・再生利用先の創出等について、関係省庁等の連携強化等により、政府一体となった体制整備に向けた取組を進める。
- ・「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」の目標年度である令和6年度の後に空白の期間が生じないよう、それまでの検討結果を踏まえ、福島県外での最終処分に向けた令和7年度以降の取組の進め方を示していく。

【4福島国際研究教育機構関係】

- ・福島イノベーション・コースト構想を更に発展させ、福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となるものとするとともに、我が国の科学技術力の強化を牽引し、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指してF-REIを設立した。
- ・「福島国際研究教育機構基本構想」に基づき、研究開発をはじめ、産業化や人材育成の取り組みを推進する。
- ・新たな産業の創出等に資する研究開発等において中核的役割を担えるよう、機構による新産業創出等研究開発協議会 の開催や既存施設の施設統合および予算集約に取り組む
- ・機構が着実に業務を本格実施できるよう国が行う機構の当初の施設整備について、復興庁設置期間内での順次供用開 始を目指し、早期に建設工事に着手するなど、さらに可能な限り前倒しに努める。。
- ・国内外への情報発信や広報活動などを積極的に行うとともに、地方公共団体や国内外の大学、教育機関、研究機関、 企業等との効果的な広域連携を進める。

【⑤その他】

- ・帰還困難区域を含め森林・林業再生を進めるため、科学的根拠に基づくリスクコミュニケーションを含め、森林にお ける作業の実施や伐採木・樹皮の扱い等に関する関係者との調整など必要な対応を進める。
- ・「東日本大震災復興政策10年間の振り返り」について、将来起こりうる大規模災害に対して、国・地方公共団体関係者等に活用されるよう、普及啓発に努めるとともに「復興の教訓・ノウハウ集」の国内外への普及・啓発を図る
- ・2025年日本国際博覧会などの各種機会をとらえて、復興の進捗や被災地の状況について、正確な情報をわかりや すく発信する。